

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月8日

【会社名】 クレディ・アグリコル・コーポレート
・アンド・インベストメント・バンク
(Crédit Agricole Corporate and Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 グローバル・コ・ヘッド・オブ・ストラクチャリング・オブ
・RCCAD
(Global Co-Head of Structuring of RCCAD)
レジ・ベニシュー
(Régis BENICHOU)

【本店の所在の場所】 フランス国、パリ・ラ・デファンス・セデックス、92920
ケ・デュ・プレジドン・ポール・ドゥメール 9番地
(9, Quai du Président Paul Doumer
92920 Paris la Défense Cedex
France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 福田直邦

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田子晃
弁護士 芳川瑛子

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-4710
03-6888-4745

【届出の対象とした売出有
価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 13,050,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年7月25日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、売出券面額の総額、売出価額の総額および利率が決定しましたので、関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

売出社債（売出短期社債を除く。）

2 売出しの条件

3 【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債(売出短期社債を除く。)】

< 訂正前 >

銘柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2016年8月23日満期円建社債（別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。） (注1)	10,000,000,000円 (予定)(注2)	10,000,000,000円 (予定)(注2)	S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 (以下「売出人」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000,000円	年率(未定)% (年率1.00%から 1.60%までを仮条件 とする。)(注2)	2月23日 および8月23日	2016年8月23日

(注1) 本社債は、ユーロ市場においてCA-CIBの2012年6月18日付ストラクチャード・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、2012年8月23日（以下「発行日」という。）に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社によりユーロ市場で引受けられる。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額となる。
上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、仮条件に基づく本社債の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な売出券面額の総額および売出価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

る。

また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。本社債に関する予定および未定の発行条件は、需要状況を勘案した上で、2012年8月上旬までに決定される予定である。

（後略）

<訂正後>

銘柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2016年8月23日満期円建社債（別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。） (注1)	13,050,000,000円 (注2)	13,050,000,000円 (注2)	S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 (以下「売出人」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000,000円	年率1.31%	2月23日 および8月23日	2016年8月23日

(注1) 本社債は、ユーロ市場においてCA-CIBの2012年6月18日付ストラクチャード・ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、2012年8月23日（以下「発行日」という。）に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社によりユーロ市場で引受けられる。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額となる。

（後略）

2 【売出しの条件】

<訂正前>

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2012年8月10日から 同年8月22日まで	額面金額 1,000,000円	なし	売出人の日本国内の本店、 各支店および各営業部店なら びに摘要(6)記載の金融 機関および金融商品仲介業 者の営業所または事務所
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
該当事項なし			該当事項なし	

摘要

(1) 本社債の発行日は2012年8月23日、受渡期日は、2012年8月24日(日本時間)である。

(2) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰下げることもある。

(3) 本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人

から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。

- (4) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うかまたは合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、または米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売しまたは販売を行ってはならない。この「摘要(4)」において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (5) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人(United States Person)に対して本社債の募集、売しまたは交付を行ってはならない。この「摘要(5)」において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法(その後の改正を含む。)において定義された意味を有する。
- (6) 売出人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。

社債の概要

1 利息

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、利息発生日である2012年8月23日(当日を含む。)から2016年8月23日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年2月23日および8月23日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000,000円の各本社債につき、(未定)円である。

(後略)

<訂正後>

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2012年8月10日から 同年8月22日まで	額面金額 1,000,000円	なし	売出人の日本国内の本店、 各支店および各営業部店なら びに摘要(5)記載の金融 機関および金融商品仲介業 者の営業所または事務所
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
該当事項なし			該当事項なし	

摘要

- (1) 本社債の発行日は2012年8月23日、受渡期日は、2012年8月24日(日本時間)である。
- (2) 本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。

- (3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うかまたは合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、または米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは販売を行ってはならない。この「摘要(3)」において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人(United States Person)に対して本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。この「摘要(4)」において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法(その後の改正を含む。)において定義された意味を有する。
- (5) 売出人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。

社債の概要

1 利息

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、利息発生日である2012年8月23日(当日を含む。)から2016年8月23日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年2月23日および8月23日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000,000円の各本社債につき、6,550円である。

(後略)